改正法施行に向け政省令整備進める

産廃行政今年度の重点施策

優良業者の育成・支援 目的通りの機能目指す

循環ビジネスの育成へ 業界と共に盛り上げる

環境省産業廃棄物課長
坂川 勉 氏に聞く

今年度の産業廃棄物行政は、先月成立・公布された改正廃棄物処理法の施行に向け、政省令などの整備を進めていくことが最重要課題となっている。今回の法改正では排出者責任の明確化や優良処理業者の支援・育成などが目玉となっており、これらが目的通りに機能するかは今後の政省令等の取りまとめ作業に拠るところが大きい。環境省の坂川勉産業廃棄物課長に、今年度の重点施策について聞いた。（鷲巣修）

―今年度の重点施策は。

「まず先月廃棄物処理法の改正案が国会で成立し公布されたので、その施行に向けての準備ということが挙げられる。施行は公布から1年以内とされているので、それに間に合うように政令・省令をまとめていくことが必要となっている。そのほか中央環境審議会からの意見具申を1月に頂いているが、その中で指摘された事項には法律改正を伴わないものもあるので、それについても対応していく。例えば産業廃棄物収集運搬業の許可の簡素化や、廃棄物処理法の運用面などについてもいくつか指摘されているので、こうしたことについても検討を進めていきたい。収集運搬業の許可については、環境省としては意見具申で示されている『1の政令市の区域を越えて収集運搬を行う場合は都道府県が許可する』という方向で対応していきたいと考えている」

―今回の処理法改正ではかなりつらい部分もあるが。

「法制度については今後政省令を定めることによって具体化していくが、当然そうした政省令ができればそれをなるべく分かりやすく説明することが必要になるだろう。すでに建設工事に伴い生じる廃棄物について元請業者に処理責任を一元化する改正については、特に分かりづらいという意見が多く、誤解されやすい部分でもあるので、早いうちに法案作成時の考え方を示した方がよいのではないかと考えている。今回の法改正では、特に分かりづらいと思っているが、基本的な考え方については事務連絡で示した通りだ。すべての政省令を秋ごろには取りまとめて、公表したいと考えている」

―法改正と関連して優良化事業の取り組みは。

「優良化制度は今までの施行規則に基づく制度から法律に根拠を持つ制度に変えることとなったので、法律に基づく制度としてどのような基準が良いかということを現在検討しているところだ。優良事業者へのメリットとしては、従来一律5年だった許可更新期間に特例を設けることとなる。基本的には従来の評価基準をベースにして、それに付け加えるものがあるかということを検討している。今までの制度で優良だと認定された業者が新制度でもそれほど無理なく認められるようにしなければならないと思っているので、大きな違いは考えていない。また、先月から新たなシステムが稼働を開始したが、今までの以上に安定性があり使い勝手の良いシステムとなった。切り替えに当たっては利用者の方々にはおおむね理解してもらえたと思っている。今年度も何カ所かで実証試験を行う計画で、できるだけ処理できる施設を増やしていきたいと考えている」

―アスベストについては埋め立て処理基準の検討も行われているが。

「現在は2重梱包または固形化という埋め立て処分の基準があるが、この見直し作業を行っており、なるべく早く結論を出したいと思っている。昨年度2回非公開で検討会を開催したが、非常に関心が高いようなので、今年度は公開で開催することとなり、8日に初回を開催したところだ」

―微量PCB簡易測定法のマニュアルについては。

「簡易測定法についてのマニュアルを1月に定めた。その追加作業を現在行っており、今月中をめどにあと何種類か測定法を追加することを予定している。それがそろえば今までよりも測定が短時間かつ低コストで行なえるようになるだろう。7月から環境省が定めたマニュアルに従って測定を行なってほしいとお願いしているので、できるだけそれに間に合うようにしたいと思い、作業を進めている」

―不適正処理・不法投棄への対策は。

「これについては従来通り、廃棄物処理法をきちんと施行していき、都道府県などに監視・指導等をお願いしていくということになるが、処理法の改正で規制を強化した部分もあるので、そうした面を確実に実行できるように政省令をまとめて、それを周知していくということが大切になる。特に建設廃棄物については処理責任を元請に一元化したところであり、産廃処理の現場に与える影響が大きいと予想されるので、きちんと施行していくことが大事になる。ここ数年不法投棄件数は減少傾向にあり改善傾向にあると捉えているし、意見具申でもそういう評価を頂いている。あと一歩というところまで来ているので、気を抜かずに取り組んで行きたい」

―安定型処分場のあり方についての検討も行われているが。

「安定型処分場についても従来から課題となっており、引き続き検討を進めている。できるだけ早く案をまとめて制度改正につなげて行きたいと思っている。搬入管理をもっときちんと行なうことや、浸透水のチェック機能を強化することなどいくつか課題があるので、今のままでいいということにはならず基準を改正する必要があるだろう。そのための案を現在まとめているところで、できるだけ早く結論を出したいと思っている。安定型処分場を完全に廃止することは考えていないが、安全性を高め安心してもらえる施設にしなければならないので、基準の強化は避けられないだろう」

―温暖化対策との関連の取り組みは。

「温暖化対策は大変重要なことであり、昨年度までコベネフィット事業の検討を行ってきた。今年度も引き続きSR1と温暖化対策の両方に結びつくような対策をさらに進めていきたいと思っている。また、エネルギー特別会計で温暖化対策事業に対する補助を行っている。執行率が低いために今年度の予算が少し削減されてしまったが、有効活用してもらうにはどうすべきかを検討しており、補助要件もできることなら改善していきたいと思い検討を進めている。さらに、法改正で創設されることになった焼却時の熱回収についても認定制度についても現在政省令を検討しており、積極的に活用してもらえるように工夫していきたい」

―処理業界に望むことは。

「今まで廃棄物処理法を数度に渡り改正し規制を強化してきた。今回の改正でも規制強化の面もあり、そういう部分については業界の方々のご理解を得ながら進めてきた。その結果として廃棄物の適正処理という面ではかなりの効果があり、大変感謝している。今回も改正後の法律運用がうまく行くようにご協力願いたい。一方で、今回の法律改正の一つの目玉が優良な処理業者の育成・支援していくことである。法律上は許可有効期間の特例ということになるが、この制度についてもうまく機能するようご理解、ご協力をお願いしたい。さらに、循環ビジネスの育成は、廃棄物・リサイクル対策部としての重要な課題である。支援方策を引き続き検討し、業界の方々とともに循環ビジネスを盛り上げて行きたい」

（さかがわ・つとむ）